

障害者の方が情報を得やすい環境づくりを推進するため、
県主催行事に手話通訳者及び要約筆記者を配置します。

聴覚に障害のある方の社会参加と情報を得やすい環境づくりを推進するため、一定規模以上の県主催行事には、手話通訳者及び要約筆記者を配置することになりました。

1 配置する理由

県では、これまで聴覚障害者の方の参加が予定されている行事には手話通訳者または要約筆記者の配置に努めてきましたが、誰もが情報を得やすい環境づくりの推進のため、一定規模以上の参加者が見込まれる県主催行事には、手話通訳者及び要約筆記者を配置していくこととしました。

2 配置基準

一般県民の方を対象とした県主催行事で、参加予定者が概ね 300 人を超える行事には原則として手話通訳者及び要約筆記者を配置

※ 屋外での行事などは、状況に応じ手話通訳者のみ配置する場合があります。

※ 参加予定者が 300 人以下の行事であっても聴覚障害者の方の参加が予定されている場合には、これまでどおり手話通訳者・要約筆記者を配置します。

3 その他

配置を予定している行事は、ホームページで情報提供しています。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/syakai/fukusi/chokaku/chokaku.htm>

【参考】

要約筆記とは、聴覚障害者に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のことで、話の内容を要約して筆記するため「要約筆記」と言います。

また、要約筆記には手書きによるものとパソコンによるものがあり、大きな行事などでは、スクリーンに要約筆記した内容を映しご覧いただきます。

健康福祉部障害者支援課

電話 : 026-235-7104 (直通)

026-232-0111 (代表)内線 2389

FAX : 026-234-2369

E-mail : shogai-shien@pref.nagano.lg.jp